

## 鎌倉市ふるさと寄附金推進事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鎌倉市の様々な施策を応援しようとする個人又は法人その他の団体からの寄附を推進し、収入確保のみならず鎌倉市が持つ自然環境、歴史、文化等多彩な魅力を発信することで、活力ある鎌倉のまちづくりに資するため及び鎌倉市に対する継続的な支持を得るため、鎌倉市ふるさと寄附金推進事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(申出)

**第2条** 鎌倉市にふるさと寄附金を納めようとする者（以下「寄附申出者」という。）は、別に定める鎌倉市ふるさと寄附金申出書又はインターネット上の所定の申込フォームにより市長に申し出るものとする。ただし、他の方法により寄附申出者の意向を確認することができる場合は、この限りでない。

(使途)

**第3条** 寄附申出者は、前条の規定による申出の際に、寄附金の使途について別途市長が定める施策の中からいずれか1つを選択することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、寄附申出者が寄附金の使途について指定し、寄附金を納めたときは、施策と合致する事業の財源に充当するものとする。ただし、特に指定のない場合は、市長が必要と認める事業の財源に充当するものとする。

(納付方法)

**第4条** 寄附金の納付は、市が交付する納付書又は地方自治法（昭和22年法律第69号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付により行うものとする。

(受領書)

**第5条** 市長は、寄附金の受領を確認したときは、寄附金を納めた者（以下「寄附者」という。）に別に定める鎌倉市ふるさと寄附金受領書を交付するものとする。

(地域特産品等)

**第6条** 市長は、寄附者のうち個人（以下「個人」という。）に対し、毎年度の予算の範囲内において、地域特産品又は地域特産品付与ポイント（以下「地域特産品等」という。）を贈呈する。ただし、鎌倉市に居住する個人については、地域特産品等の贈呈は行わない。

2 個人は、地域特産品等の贈呈を希望しないこともできる。この場合において、市長は、当該個人にこれを贈呈しない。

3 地域特産品は、市長の承認を得た事業者（以下「連携事業者」という。）が、取り扱う商品又は

サービスで平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準や、この告示に関する総務省通知に適合するものであることとする。

4 連携事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各種法令に沿った生産・製造・販売・表示等を行っている事業者
- (2) 物産又はサービスを安定して出品できる事業者
- (3) 市税を滞納していない事業者
- (4) 関係法令を遵守している事業者

5 地域特産品は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 鎌倉の特産や魅力を伝えられるもので鎌倉のPRにつながるもの
- (2) 品質が安定しているもの
- (3) 価格が適正であるもの

6 第1項の規定に基づく個人からの1回の寄附金額における地域特産品の相当金額及び地域特産品付与ポイントは、寄附金額の100分の30に相当する金額以下とし、寄附者が地域特産品等のうち、いずれか一方の贈呈を希望に応じて選択することができる。

7 第1項の規定に基づく地域特産品の贈呈は、連携事業者が寄附者に提供することにより行うものとする。

8 第1項の規定に基づく地域特産品付与ポイントの運用については、市長が別に基準を定める。  
(委託)

**第7条** 市長は、鎌倉市ふるさと寄附金推進事業の効果的な運営を図るため、地域特産品の選定、調達、発送等事業、その他必要と認める事業の一部を事業者に委託することができる。

(寄附結果の公表)

**第8条** 市長は、第3条に定める用途に対する寄附金額及び反映結果を公表するものとする。  
(その他の事項)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、寄附金に関し必要な事項は別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

**付 則**

この要綱は、市長決裁日（平成28年2月10日）から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、平成27年10月1日から適用する。

**付 則**

この要綱は、市長決裁日（平成28年8月17日）から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成28年6月27日から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

**付 則**

この要綱は、市長決裁日（令和3年11月16日）から施行する。

**付 則**

この要綱は、市長決裁日（令和6年1月29日）から施行する。

**付 則**

この要綱は、市長決裁日（令和7年2月25日）から施行する。